

安全管理の基本方針

2025 年 4 月 1 日

1. 基本方針

- (1) 船舶の運航に関わる業務遂行では安全をすべてに優先する。
- (2) 海洋及び大気の汚染防止に努め、地球環境保全を図る。
- (3) 関係法令及び諸規則を遵守する。

2. 安全及び環境保全への取組み

- (1) 安全マネジメント体制を維持し、状況に応じて改善する。
- (2) 安全管理規程を周知徹底する。
- (3) 重大事故及び緊急時対応の慣熟訓練を行う。
- (4) 海洋汚染防止と大気汚染防止を周知徹底する。
- (5) 安全と環境保全に関する教育、啓蒙活動を継続して行う。
- (6) 廃棄物の削減及び省エネ運航を継続する。

3. 重点施策

- (1) 船員法施行規則等の改正に伴う法令の遵守
- (2) 船舶火災事故対策の徹底（電気自動車火災対策も含む）
- (3) ヒヤリ・ハット情報収集
- (4) 傭船船舶の安全管理及び安全対策強化
- (5) 自然災害への対応
- (6) 船舶の事故における本社及び各支店の対応

重点施策についての具体的取組

1. 船員法施行規則等の改正に伴う法令の遵守について
 - (1) 産業医を有効活用し、健康管理の推進とフォローアップを強化する。
 - (2) 船員の労働時間を管理し、過重労働及び高ストレスの未然防止を行う。
 - (3) 墜落制止用器具の使用を徹底する。
2. 船舶火災事故対策の徹底について
 - (1) 電気自動車火災対策の強化を行う。
 - ① 未然防止対策の確立
 - ② 早期発見のためのシステムの構築
 - ③ 消火方法の確立
 - (2) 船舶から本社への冷凍コンテナ絶縁不良報告の継続、それに関する設備改善等のフィードバックを行う。
3. ヒヤリ・ハット情報の収集について
 - (1) 定期船からは毎月実施される船内安全衛生委員会で事例報告を行い、会社へ提出する。各船から最低1ヶ月に1件提出してもらう。
 - (2) 傭船については、2～3ヶ月毎にヒヤリ・ハット事例を収集する。
 - (3) ヒヤリ・ハット事例はその都度分析を行い、各船舶へ改善策を周知する。
4. 傭船船舶の安全管理及び安全対策強化について
船舶部は必要に応じて、船主及び傭船へ訪問し、意見交換・指示等を行う。
5. 自然災害への対応について
自然災害発生時における緊急離岸及び下船乗組員の緊急避難体制を確立する。
6. 船舶の事故における本社及び各支店の対応について
 - (1) 安全管理規程の見直し及び改定を行う。
 - (2) 船舶事故発生時の事故対応手順を構築する。